４　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注９）
□１の欄と同一のため記載を省略します。
［表略］
［５　略］
注１　［略］
［２・３　略］
４　申請に併せて登録事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
５　［略］
６　［略］
７　法第27条の24第２項第１号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。
８　［略］
９　４の欄は、次によること。
［(1)　略］
(2)　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注６に準じて記載すること。
10　申請に対する処分に係る書類及び登録事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
11　［略］

別表第三号の三　特定無線局の運用開始の期限の延長申請書の様式（第23条の２第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定無線局の運用開始の期限の延長申請書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

電波法第27条の６第１項の規定により、特定無線局の運用開始の期限を延長したいので、下記のとおり申請します。
また、上記の申請に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注３）

記

１　申請者（注４）
［表略］
２　特定無線局の運用開始の期限の延長に関する事項（注５）
［表略］
［３　略］
注１　［略］
２　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
(1)　免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。

４　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注８）
□１の欄と同一のため記載を省略します。
［表同左］
［５　同左］
注１　［同左］
［２・３　同左］
［新設］
４　［同左］
５　［同左］
６　法第27条の23第２項第１号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。
７　［同左］
８　［同左］
［(1)　同左］
(2)　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注５に準じて記載すること。
９　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
10　［同左］

別表第三号の三　［同左］

特定無線局の運用開始の期限の延長申請書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

電波法第27条の６第１項の規定により、特定無線局の運用開始の期限を延長したいので、下記のとおり申請します。

記

１　申請者（注２）
［表同左］
２　特定無線局の運用開始の期限の延長に関する事項（注３）
［表同左］
［３　同左］
注１　［同左］
［新設］